

令和 8 年 4 月 8 日

保護者の皆様へ

堺市立宮山台中学校  
堺市教育委員会

いじめ等の相談窓口設置についてのお知らせ

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

各学校では、「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得るもの」ととらえ、アンケート調査や教育相談等を実施し、早期発見に努め、早期解決に向け学校全体で取り組んでいます。

いじめの早期発見には、保護者の皆様のご協力が必要です。いじめを受けているこどもの中には、自分自身が傷つきながらも、「自分がいじめを受けていることを知ったら、お家の人がどんなに悲しむだろう」と考え、保護者に打ち明けることもできず、悩み続けることがあります。「最近、何となく元気がない」「理由もなく登校することを嫌がる」「たびたび持ち物がなくなったり、壊れたりしている」「衣服に破れや汚れがある」などお子様のサインを見逃さないようにお願いします。もし、お子様に気になることがあれば、学校にご相談ください。

また、本校では、こどもたち一人ひとりを大切にした教育活動を進めています。体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントは、こどもたちの身体と心を傷つける行為であり、いかなる場合でもあってはならないものです。昨年度に引き続き、体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に向け、学校に体罰、不適切な指導及びセクシュアル・ハラスメントについての相談窓口を設置しています。堺市教育委員会生徒指導課にも相談窓口を開設しています。体罰及びセクシュアル・ハラスメントについて相談がある場合は相談窓口にご連絡ください。

※体罰：児童生徒への指導において、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）を行うこと。

※不適切な指導：こどもの人格や個人の尊厳を踏みにじるような行為や暴言といった、教育的配慮を欠く、こどもを深く傷つける行為のこと。

※セクシュアル・ハラスメント：児童生徒に対して優位な立場にある者が、こどもを不快にさせる性的な言動を行うこと。

相談窓口 堺市立宮山台中学校 072-297-2233

○いじめ担当 三島（生徒指導主事）

○体罰及びセクシュアル・ハラスメント担当 曾我（教頭）

学校以外の相談窓口

こども電話教育相談 こころホーン（24時間対応）

072-270-5561

ソフィア教育相談（対象は小中学校児童生徒）

072-270-8121（火～土 午前9時～午後5時30分）

ふれあい教育相談（対象は小中学校児童生徒）

072-245-2527（火～土 午前9時～午後5時30分）

学校教育部生徒指導課

072-340-3478（月～金 午前9時～午後5時30分）

いじめ不登校対策支援室相談窓口

072-340-0201（月～金 午前9時～午後5時30分）